

生食発 0329 第 18 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 6 月 13 日に公布されたところである。

この改正法のうち、平成 31 年 4 月 1 日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、「食中毒処理要領」（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号別添（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け食安発 0329 第 1 号））及び「食中毒調査マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け食安発 0329 第 1 号））を別添 1、別添 2 のとおり改正するので、御了知の上、その運用に遺漏無きよう対応を願いたい。